

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	1	国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
	③具体的な取組 (大項目)		男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 男女共同参画推進連携会議等の場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有化し、女性の活躍等に関する積極的な情報発信の推進に役立てる。 ④ 「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会、多様なメディアを通じて情報を発信する。 ⑤ 有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表から成る男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・2018年10月17日に男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の「議会における女性活躍及びメディアにおける男女共同参画について聞く会」を開催し、界各層との情報及び意見の交換を行った。 ・男女共同参画週間等において、各種セミナー等イベントを実施し、各種の媒体を活用した広報を展開した。
(3)	取組結果に対する評価		男女共同参画を推進する団体、放送関係者、教育関係者、外国大使、国会議員など66名参加し、活発な情報共有が行われた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		管理職・専門職の女性割合等他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。また、メディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	1	国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
	③具体的な取組 (大項目)	ア	男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会、多様なメディアを通じて情報を発信する。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関においては、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、女性の人権をはじめとする各種人権課題について、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		法務省の人権擁護機関においては、(2)に記載した各種人権啓発活動を着実に実施しているものの、女性に関する様々な人権問題が解消されたとは言い難く、引き続き、継続した取組を実施していく必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		女性の人権を守るため、引き続き、法務省の人権擁護機関において、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
	③具体的な取組 (大項目)	ア 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)	－
	⑤具体的な取組 (内容)	④「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会、多様なメディアを通じて情報を発信する。
(2)	主な施策の取組状況	・農林水産省で定めた「農山漁村女性の日(3月10日)」前後に農山漁村女性活躍表彰表彰式(主催:農山漁村男女共同参画推進協議)、農業女子プロジェクト関連行事、農業の未来をつくる女性活躍経営体100選表彰式(平成27～29年度)を開催するとともに地方自治体・関係団体等の関連行事について広く情報発信を行った。
(3)	取組結果に対する評価	・研修・セミナーの実施、「農山漁村女性の日」関連行事の開催等により、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた機運の醸成に寄与した。
(4)	今後の方向性、検討課題等	・引き続き、女性農業者向け研修等の実施、農山漁村女性の日関連行事の開催・情報発信を行い、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた機運の醸成を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	－
(6)	参考データ、関連政策評価等	農山漁村女性の日関連行事(全国) 平成28年度 57 平成29年度 67 平成30年度 68

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
	③具体的な取組 (大項目)	ア 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)	ー
	⑤具体的な取組 (内容)	⑥ 地方公共団体、NPO等との連携の下に、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催等全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。
(2)	主な施策の取組状況	毎年6月に実施する「男女共同参画週間」の中央行事として、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を東京国際フォーラムにおいて開催。全国各地から参加者が集う場において、講演やパネルディスカッション等を実施して、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図っている。
(3)	取組結果に対する評価	東京国際フォーラム(千代田区丸の内)という都心で利便性の高い施設を会場とすること、また内容も、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)による講演や、他では見ることのできない国主催ならではのパネリスト参加によるディスカッション等、関係各方面からの関心度は高く、全国各地からの参加がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、その時々々の課題等を踏まえ、プログラムや登壇者について工夫をしながら開催をしていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<成果目標> ・「男女共同参画社会」という用語の周知度 男性：70.4%、女性：63.3%(平成28年) (出典)内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年)
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
	③具体的な取組 (大項目)	特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	① 男女共同参画の意義についての理解の促進及び固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を進める。特に若年男女及び家庭における夫・父親等、また、企業・団体における経営者・管理職等の指導的地位にある男性の意識を変えるための広報・啓発活動を進める。中でも新聞、テレビ、インターネット、ゲーム等訴求力が高いメディアに対し、男女共同参画の視点を意識するよう、業界団体等を通じて啓発を行う。
(2)	主な施策の取組状況	・2018年10月17日に男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の「議会における女性活躍及びメディアにおける男女共同参画について聞く会」を開催し、界各層との情報及び意見の交換を行った。
(3)	取組結果に対する評価	男女共同参画を推進する団体、放送関係者、教育関係者、外国大使、国会議員など66名参加し、活発な情報共有が行われた。
(4)	今後の方向性、検討課題等	・男女共同参画関連情報等について、ホームページ、SNS(ブログ、フェイスブック)、広報誌、新聞等を活用して発信力のあるインフルエンサーなどを活用したインタビューや先進的事例等を掲載するなど広報・啓発活動を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	1	国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
	③具体的な取組 (大項目)		男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 男性、子供、若年層等を含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・広報紙「共同参画」、Facebook、メルマガ、ホームページ及び政府広報を活用して、幅広い広報を展開した。
(3)	取組結果に対する評価		広報誌「共同参画」等各種媒体を効果的に活用して各種情報を提供することで周知を図ることができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		男性や若者世代を意識して、ホームページ、SNS(ブログ、フェイスブック)、広報誌、新聞等を活用して発信力のある男性のインタビューや先進的事例等を掲載するなど広報・啓発活動を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	2	男女共同参画に関する男性の理解の促進
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		①諸外国に比べ低水準にとどまっている家事・育児や介護への男性の参画を一層促進するため、育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等、男性が家事・育児・介護に参画するための環境整備や情報の提供等の支援を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・仕事と生活の調和推進に関する調査研究の実施 先進企業の好事例等の情報の収集や、企業と働く個人の意識等を把握することを目指す目的に、仕事と生活の調和に関する調査研究を実施した。作成した好事例集はホームページに掲載し広く公開するとともに、経営者・管理職向けトップセミナーにおいても配布した。 ・「仕事と生活の調和」推進サイトの運営 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について、社会全体での取組を推進するため、「仕事と生活の調和」推進サイトにおいて、国の施策、調査・研究、各主体の取組を掲載するとともに、「カエル！ジャパン」通信において、仕事と生活の調和に関する様々な情報を毎月2回発信している。
(3)	取組結果に対する評価		仕事と生活の調和推進に関する調査研究や「仕事と生活の調和」推進サイトといった各種取組を通じ、育児・介護休業の両立支援制度の周知啓発等を行ったことで、男女共同参画に関する意識を深める活動を行っているとは評価する。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の数値目標を達成するために、調査研究において実態を把握するとともに、企業等が具体的な取組を実践できるよう好事例集を作成する。 また、「仕事と生活の調和」推進サイトにおいて企業等の取組事例の紹介や仕事と生活の調和推進に関する情報の充実を図り、機運の醸成に取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> 「男女共同参画社会」という用語の周知度 男性：70.4%、女性：63.3%(平成28年)
(6)	参考データ、関連政策評価等		調査研究テーマ 平成27年度：仕事と生活の調和推進のための職場マネジメントのあり方に関する調査研究 平成28年度：主に男性の家事・育児等への参画に向けた仕事と生活の調和推進のための社内制度・マネジメントのあり方に関する調査研究 平成29年度：仕事と生活の調和推進のための時間等に制約のある社員に対するキャリア形成支援の在り方に関する調査研究 平成30年度：企業等における仕事と生活の調和に関する調査研究 「カエル！ジャパン」通信登録件数：約4,600件(令和元年9月現在)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	2	男女共同参画に関する男性の理解の促進
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		① 諸外国に比べ低水準にとどまっている家事・育児や介護への男性の参画を一層促進するため、育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等、男性が家事・育児・介護に参画するための環境整備や情報の提供等の支援を行う。 ② 男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるため、男性を対象とした啓発手法の開発・実施、男性のロールモデルによる活躍事例の発信、キャンペーンや顕彰を通じ、国民全体の気運の醸成を図る。 ③ 男性自身の意識だけではなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する周囲(女性、両親など年配者、子供、地域、職場等)の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、必要な広報・啓発活動等を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・諸外国と比較した周知用ポスター等を作成し、配布するとともに各種広報物に掲載した。 ・男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布するとともに、ホームページやメールマガジン、Facebook等や政府広報を活用して、幅広い広報を展開した。 ・国や地方公共団体が実施する行事やイベントを、男性の家事・育児等への参画の契機として活用(“おとう飯”始めようキャンペーンの実施)
(3)	取組結果に対する評価		・広報誌「共同参画」等各種媒体を効果的に活用して各種情報を提供することで周知を図ることができた。 ・国や地方公共団体等が実施する行事やイベントを開催するとともに、各種の媒体を通じて情報共有し、気運の醸成を図ることができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・男性や若者世代を意識して、ホームページ、SNS(ブログ、フェイスブック)、広報誌、新聞等を活用して発信力のある男性のインタビューや先進的事例等を掲載するなど広報・啓発活動を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	2	男女共同参画に関する男性の理解の促進
	③具体的な取組(大項目)	—	
	④具体的な取組(小項目)	—	
	⑤具体的な取組(内容)		① 諸外国に比べ低水準にとどまっている家事・育児への男性の参画、介護休業・休暇の取得を一層促進するため、育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等、男性が家事・育児・介護に参画等するための環境整備や情報の提供等の支援を行う。 ② 男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるため、男性を対象とした啓発手法の開発・実施、食育の推進、男性のロールモデルによる活躍事例の発信、キャンペーンや顕彰を通じ、国民全体の気運の醸成を図る。
(2)	主な施策の取組状況		厚生労働省では、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。 特に父親の子育てについては、育児を積極的に行う男性「イクメン」を応援し、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」において、参加型の公式サイト運営やハンドブックの配布等を行うとともに、男性の仕事と育児の両立を積極的に促進する企業を表彰する「イクメン企業アワード」及び部下の仕事と育児の両立に配慮する管理職を表彰する「イクボスアワード」等の表彰や、企業向けセミナーの開催等により好事例の普及を図っている。 また、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援するため、両立支援等助成金の支給を行った。
(3)	取組結果に対する評価		男性従業員の育児参画等に積極的な企業や管理職の表彰、企業向けセミナーの開催、公式サイト運営等により、男性の育児参画について周知啓発が進んだ。 両立支援等助成金の支給により、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		育児・介護休業法の周知徹底・履行確保とともに、男性の育児休業に関する啓発資料や育児休業体験談の周知広報を引き続き行うことで、男性の育児休業取得率向上を図る。 両立支援等助成金の活用促進を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		イクメンプロジェクト公式サイトへのアクセス件数 平成30年度 467,955件 両立支援等助成金(育児休業等支援コース)支給件数: 6,219件(H30年度) 両立支援等助成金(出生時両立支援コース)支給件数: 5,202件(H30年度) 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)支給件数: 56件(H30年度)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	2 男女共同参画に関する男性の理解の促進
	③具体的な取組 (大項目)	—
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	② 男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるため、男性を対象とした啓発手法の開発・実施、男性のロールモデルによる活躍事例の発信、キャンペーンや顕彰を通じ、国民全体の気運の醸成を図る。 ③ 男性自身の意識だけではなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する周囲(女性、両親など年配者、子供、地域、職場等)の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、必要な広報・啓発活動等を行う。
(2)	主な施策の取組状況	平成27年に父親になった男性のうち、55.9%が配偶者の出産直後の休暇を取得しており、29.1%が休暇取得の意向を持ちながら取得していない。 この29.1%に該当する方々が休暇を取得できるよう、平成28年度以降、毎年、ハンドブックの作成・配布等を行い、企業・団体等の意識改革や機運醸成を図っている。
(3)	取組結果に対する評価	令和2年(2020年)に配偶者の出産直後の休暇取得者を80%以上にすべく施策を実施してきているが、その成果について本年度に調査を実施しており、現在は調査結果の取りまとめを行っているところである。
(4)	今後の方向性、検討課題等	調査結果を踏まえた上で、80%以上となっている場合には次のステップを検討するが、80%以上となっていない場合についてはこれまでの取組を見直し、足りない部分を充足させる、別方面からのアプローチを検討する等、80%以上となるよう施策を実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<成果目標> ・配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上のお休み(年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等)を取得した男性の割合を80%(令和2年)。 <参考指標> ・「男性の配偶者の出産直後の休暇取得に関する実態把握のための調査研究」(平成27年:55.9%)
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	2 男女共同参画に関する男性の理解の促進
	③具体的な取組（大項目）	-
	④具体的な取組（小項目）	-
	⑤具体的な取組（内容）	④男性経営者等の理解の促進及びネットワークの構築支援等を通じ、男性経営者等が女性の活躍を応援する動きを拡大させる。
(2)	主な施策の取組状況	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の行動宣言賛同者の拡大及び各リーダーの取組み情報について提供する場を設ける。
(3)	取組結果に対する評価	企業の経営トップ等が策定・公表した「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による、組織内外での取組の紹介や情報交換等を目的としたミーティングを開催。更に行動宣言の賛同者を募るとともに、賛同者による取組の好事例を事例集、広報誌、メールマガジン、facebook等で情報発信を行っている。 なお、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者については、設立当初の平成26（2014）年の9名から、平成27（2015）年12月末の136名、そして現在の234名（令和元年（2019）10月1日時点）と拡大をしているまた、地域において男性リーダーがネットワークを形成し、地域の女性活躍推進に積極的に取り組む地域版の男性リーダーの会も5地域で設立されている。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の広報・周知、賛同者人数の拡大や好事例の共有、地域版の男性リーダーの会の周知・拡大などの取組を進めていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	ア	男女平等を推進する教育・学習
	④具体的な取組 (小項目)		-
	⑤具体的な取組 (内容)		① 学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・都道府県教育委員会等に対して行っている、教員研修の実施状況調査の項目の一つとして男女共同参画の項目を入れ、その調査結果を文部科学省のホームページに掲載している。 ・国立女性教育会館において、「地域における男女共同参画推進リーダー研修」(毎年)や「学校における男女共同参画研修」(毎年)等、学校や地域等において男女共同参画を推進する人材の養成を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・調査結果によると、平成29年度の初任者研修において、小学校の校内研修での実施割合は、前年度と比べると上がっている。 ・男女共同参画の意識の醸成と固定的性別役割分担意識の是正を推進する人材養成及び教育プログラムの開発を進めた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、都道府県教育委員会等に対して行っている、教員研修の実施状況調査の項目の一つとして男女共同参画の項目を入れ、その調査結果を文部科学省のホームページに掲載する。 ・人材養成及びプログラムの開発等の取組を進める予定である。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		○国立女性教育会館における研修実績 ・平成30年度「地域における男女共同参画推進リーダー研修」 参加者164名。受講者満足度96.9%、フォローアップ調査有用度100.0%。 「仕事や活動に直接的に活用できる」との評価が全体の66.7%であり、「仕事や活動に応用」21.4%、「自分自身の参考になる」11.9%と、回答者すべてから、その後の研修成果を何らかの形で活用しているとの回答を得た。 ・平成30年度「学校における男女共同参画研修」 参加者41名。受講者満足度100.0%。※フォローアップ調査実施なし。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	ア	男女平等を推進する教育・学習
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・都道府県教育委員会等に対して行っている、教員研修の実施状況調査の項目の一つとして男女共同参画の項目を入れ、その調査結果を文部科学省のホームページに掲載している。 ・国立女性教育会館において、「地域における男女共同参画推進リーダー研修」(毎年)や「学校における男女共同参画研修」(毎年)等、学校や地域等において男女共同参画を推進する人材の養成を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・調査結果によると、平成29年度の初任者研修において、小学校の校内研修での実施割合は、前年度と比べると上がっている。 ・男女共同参画の意識の醸成と固定的性別役割分担意識の是正を推進する人材養成及び教育プログラムの開発を進めた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、都道府県教育委員会等に対して行っている、教員研修の実施状況調査の項目の一つとして男女共同参画の項目を入れ、その調査結果を文部科学省のホームページに掲載する。 ・人材養成及びプログラムの開発等の取組を進める予定である。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		○国立女性教育会館における研修実績 ・平成30年度「地域における男女共同参画推進リーダー研修」 参加者164名。受講者満足度96.9%、フォローアップ調査有用度100.0%。 「仕事や活動に直接的に活用できる」との評価が全体の66.7%であり、「仕事や活動に応用」21.4%、「自分自身の参考になる」11.9%と、回答者すべてから、その後の研修成果を何らかの形で活用しているとの回答を得た。 ・平成30年度「学校における男女共同参画研修」 参加者41名。受講者満足度100.0%。※フォローアップ調査実施なし。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	ア 男女平等を推進する教育・学習
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	② 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ等についての指導を行う。また、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況	学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等の関係する教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性について指導することとしている。
(3)	取組結果に対する評価	全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の徹底を図ってきたところであり、各学校では学習指導要領に基づき男女共同参画に関する指導が行われてきたものとする。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、学校教育において男女共同参画に関する指導が行われるよう、関係する教科等の学習指導要領の趣旨の徹底を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	なし
(6)	参考データ、関連政策評価等	なし

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	ア	男女平等を推進する教育・学習
	④具体的な取組 (小項目)	—	—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 高等教育機関において、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究を促進する。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用し、社会への還元を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・大学等の教育・研究機関において、女性が子育てと学業・研究を安心して行うことができるよう、大学等と地域の双方にとって有用な保育施設や保育サービスの提供について関係主体と連携して検討するとともに、調査研究や実証的検証を通じて、先進事例の課題やグッド・プラクティスを把握し、地域と連携した大学等の教育機関における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築・普及することにより、女性の学びを支援する保育環境の充実を図ることを目的として事業を実施した。 ・国立大学法人評価において、各国立大学法人が策定した中期目標・中期計画に基づき実施した「男女共同参画に向けた取組」のうち優れた取組を積極的に評価するとともに、評価結果の発表資料においても、他法人の参考となるよう示している。 ・私立大学等経常費補助金の特別補助において、女性研究者の在籍状況や、支援への取組(保育支援実施、相談体制の整備、ライフイベントに応じた研究を支援する者の配置)に応じて加算するメニューを設けている。
(3)	取組結果に対する評価		・「女性の学びを支援する保育環境の在り方検討会」を設置し、大学等における地域と連携した保育所の設置や、新たな保育サービスの実施に向けて、どのような課題があるのかを実証的に検証し、大学等における保育環境の整備を推進するためのモデルの構築を図った。また、大学等の教育・研究機関における常時保育、一時保育について調査を行い、先進事例における課題やグッド・プラクティスを収集・把握した。 ・国立大学法人評価において、各国立大学法人が策定した中期目標・中期計画に基づき実施した「男女共同参画に向けた取組」のうち優れた取組を積極的に評価するとともに、評価結果の発表資料においても、他法人の参考となるよう示している。 ・私立大学等経常費補助金では、平成30年度においては198校が取組により加算されており、うち22校が3つのメニュー全てで加算されている。

(4)	今後の方向性、検討課題等	・引き続き「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業」において、子育て等で離職中の女性の学びとキャリア形成・再就職支援を行う仕組みづくりに係る実証事業を大学等の関係機関との連携により実施する。実証事業の成果については全国へ発信・普及し、地域における女性の復職・再就職支援に係る体制整備が促進されるよう情報提供を行う。 ・「次世代のライフプランニング教育推進事業」において、高校生や大学生の男女共同参画意識の醸成を図るため、高校、大学の実証事業を通じて学校現場等で広く普及し、活用できる教育プログラムを開発する予定である。 ・引き続き、国立大学法人評価等を通じ各国立大学法人による積極的な取組を促進する。 ・今後とも女性研究者を支援する取組を積極的に行う私立大学等へ、補助金の加算等の支援を行うとともに、引き続き有用な支援を検討。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	ア	男女平等を推進する教育・学習
	④具体的な取組 (小項目)		-
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。 ⑤ 独立行政法人国立女性教育会館において、国、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。
(2)	主な施策の取組状況		④国立女性教育会館において、「地域における男女共同参画推進リーダー研修」(毎年)等、地域等において男女共同参画を推進する人材の養成を行っている。 ⑤男女共同参画を推進するリーダー等の人材の育成・研修の実施、「男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究」や「男女共同参画統計に関する調査研究」を行っている。また、国内外の専門的な資料や情報を取りまとめて整理、提供するとともに、女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。
(3)	取組結果に対する評価		④男女共同参画の意識の醸成と固定的性別役割分担意識の是正を推進する人材の養成及び教育プログラムの開発を進めた。 ⑤「男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究」では、パネル調査により男女のキャリア意識等の変化を分析し、管理職志向を低下させる要因等に係る知見が得られた。調査結果は関係機関へ配布し、メディア等にも多く掲載され広く普及された。「男女共同参画統計に関する調査研究」では、国連統計部主催のジェンダー統計グローバルフォーラムで会館の男女共同参画統計の取組を報告し、各国から関心が寄せられた。また、国内外の専門的な資料や情報を取りまとめて整理、提供するとともに、女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元が図られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		④引き続き 社会教育において、男女共同参画の意識の醸成と固定的性別役割分担意識の是正が推進されるよう、国立女性教育会館においてこれを担う人材の養成及び教育プログラムの開発等に取り組む。 ⑤引き続き、国立女性教育会館において男女共同参画を推進するリーダー等の人材の育成・研修を実施する。併せて、国内外の専門的な資料や情報を取りまとめて整理、提供するとともに、女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する者の割合 男性 49.4%、女性58.5% (出典)内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年9月調査)
(6)	参考データ、関連政策評価等		④関連 ○国立女性教育会館における研修実績 ・平成30年度「地域における男女共同参画推進リーダー研修」 参加者164名。満足度96.9%。 フォローアップ調査有用度100.0%。 「仕事や活動に直接的に活用できる」との評価が全体の66.7%であり、「仕事や活動に応用」21.4%、「自分自身の参考になる」11.9%と、回答者すべてから、その後の研修成果を何らかの形で活用しているとの回答を得た。 ⑤関連 ○国立女性教育会館における研修実績 ・「男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究」について、平成30年度「地域における男女共同参画推進リーダー研修」における情報提供「NWEC の事業展開について②調査研究報告」において、調査結果の一部を紹介した。 本情報提供に対する参加者の評価 有用度96.7%。 ・「男女共同参画統計に関する調査研究」について、平成30年度「学習オーガナイザー養成研修」において、男女共同参画統計データを活用した講義とワークショップを実施した。 研修資料の評価 有用度100.0%。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	ア	男女平等を推進する教育・学習
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		日本学術会議において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、社会、経済、政策、健康、人口、暴力、災害、環境等の観点から多角的な調査、審議を一層推進する。
(2)	主な施策の取組状況		日本学術会議は、第一部(人文・社会科学系)、第二部(生命科学系)、第三部(理学・工学系)から構成されており、第24期(平成29年10月～令和2年9月)においては、第一部から第三部のすべての分野においてジェンダー関連の分科会を設置し、有識者による継続的な審議を行っている。 なお、平成30年9月には、幹事会声明「医学部医学系入学試験と教育における公正性の確保を求める日本学術会議幹事会声明—男女共同参画推進の視点から—」を発出する等、我が国の科学者の代表機関として問題提起を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		我が国の科学者の代表機関として、多岐にわたる専門領域の科学者による多角的な審議を推進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		第5次男女共同参画基本計画策定を念頭においた提言を発出すべく、審議を今後進めていく予定で、この提言では、学術・科学技術・大学教育に関する問題も含まれる見込み。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	ア 男女平等を推進する教育・学習
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	⑦ 結婚、妊娠、子供、子育てに温かい社会の実現に向け、「家族の日」(11月の第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)において、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等についての理解の促進を図る。
(2)	主な施策の取組状況	平成28年以降も引き続き毎年、「家族の日」「家族の週間」を実施するとともに、「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」を開催し、広く国民から作文や写真を募集、その優秀者を「家族の日」に開催する「家族の日フォーラム」で表彰している。
(3)	取組結果に対する評価	毎年1,000を超える作品の応募があり、「家族の日」「家族の週間」に関しては一定の知名度を獲得し、ある程度は国民の間に根付いたものと考えている。
(4)	今後の方向性、検討課題等	「家族の日」「家族の週間」が一定の知名度を獲得したと考えられるため、今後は同日・同週間が家族や地域の大切さ、つまり、家族や地域のつながり、子供を育てていく大切さに気付くための日や週間であるとの認識を広めていく必要がある。 また、作品コンクールも各地に根付いたと考えられるため、新たな形を検討する必要がある。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	イ	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		① 子供の頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用等の基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスや、男女を問わず生活を営むために必要となる知識や技術を習得することなどの重要性について理解の促進を図る。 ② 人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即したライフプランニングや、男女が共に希望するときに希望する場所で参加できるような生涯にわたる学習機会の提供を推進する。 ③ 学校等に対して、進路指導に携わる教育関係者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、生徒等一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うよう促す。その際、女子生徒等やその保護者に対しては、大学進学率に男女差があることを踏まえて女性が高等教育を受けることや、理工系分野等女性の参画が進んでいない分野における活躍の機会があることへの理解を深めるなど、多様な進路・職業選択を推進する。また、学校等における女子学生等を対象とした次代を担う人材育成プログラムの開発・実施を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、労働に関する法令と関連させながら雇用や労働問題等について考えることや、男女が共同して社会に参画すること、男女が協力して家庭を築くことの重要性等について指導することとしている。 ・令和元年度より「次世代のライフプランニング教育推進事業」において、高校生・大学生が各人の能力や適性、学びや職業、ライフイベント(結婚、出産、育児等)を総合的に考え、主体的に将来を選択する能力・態度を身に付ける教育機会を充実するため、学校現場等において活用できる教育プログラムの開発・試行を行っている。 ・国立女性教育会館において、「地域における男女共同参画推進リーダー研修」(毎年)や「学校における男女共同参画研修」(毎年)等、地域や学校等において男女共同参画を推進する人材の養成を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の徹底を図ってきたところであり、各学校では学習指導要領に基づき男女共同参画に関する指導が行われてきたものとする。 ・男女共同参画の意識の醸成と固定的性別役割分担意識の是正を推進する人材の養成及び教育プログラムの開発を進めた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、学校教育において男女共同参画に関する指導が行われるよう、関係する教科等の学習指導要領の趣旨の徹底を図る。また人材の養成及びプログラムの開発等の取組を進める予定である。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		○「次世代のライフプランニング教育推進事業」による教育プログラムの実施状況 委託先3件(広島県教育委員会、信州大学、神奈川大学)※令和元年10月現在追加公募中。 ○国立女性教育会館における研修実績 ・平成30年度「地域における男女共同参画推進リーダー研修」 参加者164名。受講者満足度96.9%、フォローアップ調査有用度100.0%。 「仕事や活動に直接的に活用できる」との評価が全体の66.7%であり、「仕事や活動に応用」21.4%、「自分自身の参考になる」11.9%と、回答者すべてから、その後の研修成果を何らかの形で活用しているとの回答を得た。 ・平成30年度「学校における男女共同参画研修」 参加者41名。受講者満足度100.0%。※フォローアップ調査実施なし。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	イ	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 学校等に対して、進路指導に携わる教育関係者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、生徒等一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うよう促す。その際、女子生徒等やその保護者に対しては、大学進学率に男女差があることを踏まえて女性が高等教育を受けることや、理工系分野等女性の参画が進んでいない分野における活躍の機会があることへの理解を深めるなど、多様な進路・職業選択を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		生徒等一人一人が主体的なキャリアが選択できるよう、学校での学びと実社会とのつながりを伝える「キャリア教育」に先進的な取組をしている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」や、文部科学省と共同で、教育関係者と地域・社会、産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教育の普及・推進を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		経済産業省及び文部科学省の連携体制により、キャリア教育の充実発展に向けて継続的に取り組んでいる。経済産業省が実施しているキャリア教育アワードでは、毎年度の開催により、産業界によるキャリア教育の意義は浸透しており、産学連携の取組は増えている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・キャリア教育アワードについては、エントリーする案件全体の質的向上、キャリア教育全体の教育効果を高めることを企図し、以下の観点の評価項目に組み込んで実施する。 ・複数年度にまたがり、継続的なPDCAサイクルが具体化されていること。 ・受講者の意欲・態度や能力がどのように変容したかというアウトカム指標を含むKPIが設定されていること。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	イ	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 大学や専修学校等と産業界が協働し、イノベーション人材の育成や、社会人等の就労、キャリアアップ及びキャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身に付けるための取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		社会に出た後も大学や専修学校等で学びたいと思っている者は一定数存在する一方で、多忙な社会人は学ぶ時間の確保が大きな課題となっていることから、eラーニング講座の開設手法を整理、普及することで、社会人が「いつでも」、「どこでも」学べる環境の実現を目指す。代表校となる専修学校等に委託を行い、eラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を進めている。令和元年度予算は3.1億円(の内数)、令和二年度概算要求額は4.5億円(の内数)となっており、令和元年度9月末時点で、14事業を委託している。
(3)	取組結果に対する評価		専修学校における社会人在籍者は平成28年度では190,181人、平成29年度は201,041人と増加傾向にあるため、引き続き増加を目指し、本事業の取組を推進する。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き専修学校におけるeラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		文部科学省調べ

専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト

2020年度要求額 450百万円
(前年度予算額 315百万円)



文部科学省

私立専修学校における社会人受講者数の推移

(人)

社会人 受講者数 (附帯講座含む)	H27	H28	H29
	146,708	190,181	201,041

背景

人生100年時代においては、個々人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身につける機会が提供されることが重要であり、**リカレント教育・職業教育の抜本的拡充**が求められている。また、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代に対する支援についても政府を挙げて取り組むことになっており、受けやすく即効性のあるリカレント教育が確立されることが求められている。

事業概要

以下のメニューを専修学校等に委託し、教育内容面、教育手法面、学校運営面といった多面的な視点でリカレント教育実践モデルを開発し、総合的に普及を図ることで専修学校における社会人の学びの機会の充実を図る

現状

① 分野横断型リカレント教育プログラムの開発

専修学校と企業等が分野を越えて協同体制を構築し、人手不足や生産性向上に資する人材を育成するためのリカレント教育プログラムを開発(10か所)

専修学校においては、これまで同一分野内におけるリカレント教育を主に提供

一方で人生100年時代におけるマルチステージの人生での活躍を見据え、異分野の能力を培う視点が重要

➢ 分野融合型のリカレント教育により、異分野の知見で既存分野に新たな付加価値を創出できる人材を育成

② eラーニングを活用した講座開設手法の実証

各分野毎に、eラーニングを活用した講座の開設に当たった際の留意点等を整理するとともに、効果的なコンテンツ提供手法・内容を実証しガイドラインを作成

① 社会に出た後も大学・専修学校等で学びたいと思っている者は一定数存在

② 一方で多忙な社会人が学ぶ際には、学ぶ時間の確保が大きな課題

➢ eラーニング講座の開発手法を整理・普及することで、社会人が「いつでも」「どこでも」学べる環境を実現

③ リカレント教育実施運営モデルの検証

既存の専修学校の運営モデルを再検証するとともに、リカレント教育の提供にかかるコストやベネフィットを比較し、持続可能なリカレント教育運営モデルを検証

(14か所)

● 専修学校には小規模校が多く、限りある教育リソースは新規高卒者を中心とした正規課程に優先配分

● 一方で少子化の進行や人生100年時代の到来により、教育機関としてリカレント教育へ取り組む必要

➢ 持続可能な運営モデルを整理し、各学校が積極的にリカレント教育に取り組むことを促進

④ 産学連携によるリスタートプログラムの開発・実証

専修学校と行政、企業が連携し、就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直し合同講座を開発・実証(20か所) **【新規】**

● 非正規雇用で働く者を正規雇用につなげるためには、企業のニーズに応じた能力を養成することが必要だが、個人の能力と企業のニーズにミスマッチが生じている状況では、正規雇用化が進まない。

● 専修学校は職業において必要となる能力を養成するノウハウを有しており、ミスマッチを補完することが可能

➢ 専修学校の既存の教育課程を企業のニーズを踏まえ、受けやすく即効性のある短期リカレントプログラムにカスタマイズして提供

⑤ 開発するプログラム例

(美容×介護)

高齢化時代に対応した美容師の学びプログラム

高齢化社会の進行により、自宅での散髪を求める「訪問美容」というニーズが出てきているが、自宅での施術には美容だけでなく「寝たきりの者の移動等の技術が必要になるため、美容師に対して介護知識技術を付加する講座を開講することで、新たな職業となる「訪問美容師」を養成

⑥ 検証の流れ

- 計画：適切なリカレント機会提供規模を検討（地域・規模別）
- 分析：既存業務の棚卸し・改善案の検討（リソースの確保）
- 設計：リカレント教育提供プロセスの整理・設計
- 実施：「設計」を踏まえて、実際にリカレント教育を提供
- 検証：実施成果を検証、改善案の洗い出し

⑦ 整理が必要な事項

- 提供形態（双方向性、同期性を踏まえてどのような講座とするか）
- 科目構成（eラーニングと通学講座とのバランス等）
- 学習履歴の管理（学習の進捗をどのように管理するか）
- 学習評価（テストの実施方法、単位の認定手法等）
- 学習者の属性分析手法等

⑧ 合同講座の実証方法

- 専修学校、行政、企業で連携体制を構築
- 企業のニーズを踏まえて養成すべき能力を特定
- 支援する対象科目を選定
- 既存の教育課程から対象科目をカスタマイズ
- 行政の協力の下、支援対象者に合同講座を受講させ、求められる能力を短期間で養成
- 講座受講者には、受講修了証を付与

リカレント教育実践モデルの形成

- 分野横断型リカレント教育プログラム
- eラーニング講座開設ガイドライン
- リカレント教育実施運営モデル
- 出口一体型のリカレント教育プログラム

目指す成果

モデルを活用したリカレント教育の拡充

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてリカレント教育講座を開講

誰もが一人一人のキャリア選択に応じて必要となる学びを受けられる機会の充実を図る。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	④ 大学や専修学校等と産業界が協働し、イノベーション人材の育成や、社会人等の就労、キャリアアップ及びキャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身に付けるための取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況	大学等(大学の学部、大学院、短期大学及び高等専門学校)における社会人や企業等のニーズに応じた実践的専門的なプログラムについて、「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣が認定する制度を平成27年度に創設し、実施している。また、専門学校における社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資するプログラムについて、「キャリア形成促進プログラム」として文部科学大臣が認定する制度を平成30年度に創設し、実施している。
(3)	取組結果に対する評価	「職業実践力育成プログラム」は、令和元年5月時点で261課程を認定した。また、「キャリア形成促進プログラム」は、都道府県からの推薦に基づき平成31年1月時点で10校12課程を認定した。社会人の学び直しの推進のため、当該プログラムの認定や周知等を引き続き行う必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等	「職業実践力育成プログラム」及び「キャリア形成促進プログラム」の制度の周知を引き続き行い、認定課程数の充実を通じて、社会人の学び直しを推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	—



平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」



有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラム**を「**職業実践力育成プログラム**」(BP)として**文部科学大臣が認定**

【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の**正規課程及び履修証明プログラム**

○ 対象とする**職業の種類及び修得可能な能力を具体的に明確に設定し、公表**

○ 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程

○ 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

①**実務家教員や実務家による授業**

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

②**双方向若しくは多方向に行われる討論**

③**実地での体験活動**

(インターシップ、留学や現地調査等)

④**企業等と連携した授業**

(企業等とのフィールドワーク等)

○ 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)

○ 教育課程の編成及び自己点検・評価において、**組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**

○ 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)



認定により、**①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進**

※平成31年4月時点の認定課程数：**242課程**

令和元年10月以降の認定課程数(予定)：**261課程**

キャリア形成促進プログラム認定制度について

平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告）

- これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（文部科学省） -

【社会人受入れ】

④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなるところであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

- 社会人が働きながら学べる学習環境の整備
 - ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やeラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

※認定数 10校、12学科（平成31年1月17日現在）

認定要件等

文部科学大臣

推薦

認定

都道府県知事等

申請

専門学校

社会人の
学びやすい
教育環境



【認定要件】

- 課程の修了に必要な授業又は講習の期間が**2年未満**（専門課程又は履修証明プログラム）
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力**を具体的かつ明確に**設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な**実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程**
- 企業等と連携体制を確保して、**教育課程を編成**
- **企業等と連携する授業等**（以下の4種類）が**総時間数の5割以上**
 - ①企業等と協定書や講師契約を締結して実習・演習
 - ②双方向型の授業等
 - ③実務家教員等による授業等
 - ④実地での研修
- **社会人が受講しやすい工夫**の整備（時間、時期、場所）
- 試験等による**受講者の成績評価**を実施
- 企業等と連携して、**教員に対する実務に関する研修**を組織的に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

社会人の職業に必要な能力の向上と、社会人のキャリア形成を図る機会の拡大

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	イ	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 大学や専修学校等と産業界が協働し、イノベーション人材の育成や、社会人等の就労、キャリアアップ及びキャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身に付けるための取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		理系女性が有するスキルと産業界が求めるスキルを比較し、女性自身がどのようなスキルを身につければよいか把握するためのシステムを整備することにより、理系女性の活躍促進を図ることを目的として、平成29年度予算事業において理系女性活躍促進事業を実施した。 また、経済産業省及び文部科学省の共同事務局で設置している「理工系人材育成に関する産学官円卓会議（以下「円卓会議」）」では、特定の産業分野で人材が不足していること、産業界では採用した学生に対して再教育している実態があることが示された。円卓会議では、産業界で求められている人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進策として、産学官において重点的に着手すべき取組を「理工系人材育成に関する産学官行動計画」として取りまとめており、本事業も当該行動計画における取組として位置づけられている。
(3)	取組結果に対する評価		女性活躍推進のため、理系女性が持っているスキルと産業界が求めるスキルの可視化を行い、女性自身がキャリアアップに対してどのようなスキルを身につければよいか把握できるような環境整備等を実施した。個別大学、学校や各種説明資料等において、取組事例を紹介した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		本事業は終了したが、理工系人材が活躍できる場の創出に向けて、女性研究者や関係機関等との積極的な意見交換等を実施している。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	イ	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤ 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力を付けるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。 ⑥ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供に努める。
(2)	主な施策の取組状況		⑤⑥「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業」において女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学、地方公共団体、男女共同参画センター等の関係機関が連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会の開催等を行った。
(3)	取組結果に対する評価		⑤⑥女性の社会参画を促進するためのリカレント教育の仕組みについて、女性の多様なニーズや状況を踏まえ、自立困難な女性に対する伴走型支援、オーダーメイド型のキャリア形成支援、就業・起業・地域貢献等の複数のコース提供による支援等の多様なモデルを形成した。また、これらの実証事業の成果発信やキャリア形成支援に資する講演等を行う研究協議会を開催し、広く情報提供が図られた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		実証事業の成果を全国へ発信・普及し、地域における女性の復職・再就職支援に係る体制整備が促進されるよう情報提供を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		⑤⑥ ○「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業」の実施状況 実証事業: 委託先4件(せんだい男女共同参画財団、富山大学、大阪市男女共同参画のまち創生協会、株式会社アクセプト) 研究協議会: 委託先1件(全国女性会館協議会)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	イ	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑥結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供に努める。
(2)	主な施策の取組状況		女性応援ポータルサイトで、結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じた各種支援策の情報提供を行っており、毎年、国や関係団体等によって継続的な情報更新を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		平成30年度、閲覧件数約4万件。
(4)	今後の方向性、検討課題等		サイトの認知度が低いため、リーフレット等を作成して男女センター等の公共施設で配布してもらうなど、認知度を高めるとともに、現在の女性の課題に即したコンテンツの充実を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組(大項目)	イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組(小項目)	—
	⑤具体的な取組(内容)	⑥ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供に努める。
(2)	主な施策の取組状況	「仕事と育児カムバック支援サイト」を運営し、再就職セミナーやイベントなどの情報提供を行うとともに、子育て等により退職した者の復職を支援する企業が利用できる助成金により、仕事と育児の両立が可能な再就職に向けた支援を行っている。
(3)	取組結果に対する評価	「仕事と育児カムバック支援サイト」での情報提供や両立支援等助成金の支給により、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援した。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き「仕事と育児カムバック支援サイト」を運営し、再就職セミナー、イベント等の情報を提供し、仕事と育児の両立が可能な再就職に向けた支援を行うとともに、両立支援等助成金の活用促進を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	両立支援等助成金(育児休業等支援コース)支給件数:6,219件(H30年度) 両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)支給件数:20件(H30年度)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	⑥ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供に努める。
(2)	主な施策の取組状況	⑥ マザーズハローワーク等において結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性等が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供をおこなっている。
(3)	取組結果に対する評価	マザーズハローワーク等において結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性等が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供を行うとともに、子育てをしながら就業を目指す女性等の多様なニーズに応じたきめ細やかな再就職支援を推進することにより、68,693人の就職を実現した(平成30年度)。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き希望に応じた情報提供に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<参考指標> マザーズハローワーク事業の実績 ・拠点数 202か所(令和元年度) (出典)厚生労働省調べ
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組 (小項目)	－
	⑤具体的な取組 (内容)	⑥ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供に努める。
(2)	主な施策の取組状況	柔軟な働き方を推進する上で、特にライフイベントとの両立が課題である女性の就労促進には、「起業」が一つの有効手段。 平成28年度から全国10箇所に形成している地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を通じ、起業ニーズの引き出し・整理、女性起業家のロールモデルの提示、金融機関等への橋渡しなどを実施。
(3)	取組結果に対する評価	全国10箇所に女性固有の起業課題に対応できる地域横断的な連携支援体制を構築し、女性起業家支援の充実を図った。
(4)	今後の方向性、検討課題等	令和元年度は補助事業として実施し、事業終了後もネットワークが各地域に維持・定着するよう創業支援機関や金融機関の巻き込みを図る。今後はノウハウ普及等に努め、令和2年度以降の各地域ネットワークの自立化に向けた検討を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	－
(6)	参考データ、関連政策評価等	－

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	③具体的な取組 (大項目)	イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	⑦ 独立行政法人国立女性教育会館の研修、教育・学習支援、調査研究、情報収集・提供等の更なる内容の充実・深化を推進する。
(2)	主な施策の取組状況	女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行った。
(3)	取組結果に対する評価	・各種研修について、受講者からプログラム内容への高い満足度及び有用度(研修の内容がその後の取組に役立っているかについて肯定的な回答を得る)を得ている。特に、毎年実施している「男女共同参画推進フォーラム」に関して課題となっていた次世代向け企画への着手や、試行を経て「学校における男女共同参画研修」を本格実施するなど、内容のさらなる充実が図られた。 ・「女性教員の活躍推進に関する調査研究」について、新聞等に多く取り上げられ、学校における女性管理職登用にかかわる課題を社会に提起し、顕著な成果があげられた。 ・男女共同参画のための広報・情報発信について、パッケージ貸出件数、アーカイブ展示での他機関との連携数、アーカイブ展示室入場者数等、複数の指標において独法評価における年度目標を達成しており、SNS やホームページ等においても積極的に情報提供・発信を行った。 ・国際貢献について、「NWECグローバルセミナー」や課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」等を実施しており、受講者からプログラム内容への高い満足度を得るとともに、有用度の高い成果が得られた。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、社会の動きや現場のニーズ等を踏まえた研修や調査研究等を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	4	女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等
	③具体的な取組 (大項目)		—
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 男女共同参画推進連携会議等の場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有し、メディア自身による不適切な表現の防止に活用する。 ② メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。 ③ メディアを通じて流れる様々な情報を国民が主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けるため、メディア・リテラシーの向上を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・2018年10月17日に男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の「議会における女性活躍及びメディアにおける男女共同参画について聞く会」を開催し、界各層との情報及び意見の交換を行った。 ・男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布するとともに、ホームページやメールマガジン、Facebook等や政府広報を活用して、幅広い広報を展開した。
(3)	取組結果に対する評価		・男女共同参画を推進する団体、放送関係者、教育関係者、外国大使、国会議員など66名参加し、活発な情報共有が行われた。 ・広報誌「共同参画」等各種媒体を効果的に活用して、関連法令・条約や各種情報を提供することで周知を図ることができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後とも各種機会を利用して、男女共同参画の趣旨を正しく理解した適切な広報が実施されるよう継続的な働きかけ、国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進や発信する情報の充実を図り、新しいメディアに関する社会的な影響を継続的に注目し、課題の洗い出しに努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	4 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等
	③具体的な取組 (大項目)	—
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	③ メディアを通じて流れる様々な情報を国民が主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けるため、メディア・リテラシーの向上を図る。
(2)	主な施策の取組状況	・放送分野については、メディア・リテラシーの向上を目的とした小学校・中学校・高等学校向けの教材を開発し、教育関係者等広く一般に提供。 ・インターネット分野については、メディアの健全な利用に必要なメディアリテラシーを向上するための子供向けの教材等(指導方法や必要な情報を収録したガイドブックを含む)を公開し、教育関係者等広く一般に提供。
(3)	取組結果に対する評価	・上記の取組を通じ、メディア社会に積極的に参画する能力の育成に寄与。 ・インターネットに流れる様々な情報を収集し、真偽を判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けることに寄与。
(4)	今後の方向性、検討課題等	・放送分野の教材については、教育関係者等広く一般に対する提供を継続。 ・インターネットの分野の教材等については、教育関係者等広く一般に対する提供を継続。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	4	女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		③ メディアを通じて流れる様々な情報を国民が主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けるため、メディア・リテラシーの向上を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・情報モラル教育を推進する事業において、児童生徒向け情報モラル啓発リーフレットの作成・配布や動画教材を使った指導資料の改訂を行い、教育・学習の充実を図った。 ・「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」事業においてPTA等と連携した保護者向けシンポジウムの開催や、地域における青少年に対するネット啓発の取り組みを支援している。
(3)	取組結果に対する評価		・児童生徒が犯罪被害を含む機器を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、情報モラル指導資料の改善・充実や児童生徒向けリーフレットの作成・配布等により、学校段階、児童生徒の発達段階に応じて情報モラル教育の推進に資するものであったと考える。 平成28年度から平成30年度までに開催した保護者向けシンポジウム(ネットモラルキャラバン隊)には約6,200人が参加している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・学習指導要領(平成29・30年告示)で学習の基盤となる資質・能力に位置付けられた情報活用能力(情報モラルを含む)の育成の在り方について周知・徹底を図る。 ・青少年のインターネット利用時間は増加傾向にあるとともに、フィルタリングの利用率も横ばい傾向であることから、引き続き保護者や青少年への啓発の推進が必要。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 初等中等教育機関における30%目標に向けて、校長・教頭等への女性の登用について、具体的な目標を設定するよう要請するとともに、以下の取組を進める。 ・ 育児休業取得の実態把握等を行い、男女共に仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。 ・ 独立行政法人教員研修センターが実施する校長・教頭等への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等に女性枠を設定するとともに、当該研修等において、女性の校長・教頭等への登用に向けた意識付けや、女性管理職ネットワークへの参加を促進する。 ・ 独立行政法人国立女性教育会館においてロールモデルの把握も含めた女性教員の管理職登用に向けた調査研究を行う。 ② 女性の能力発揮が、それぞれの組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図るとともに、そのための体系的・計画的な管理職の養成・研修について検討する。
(2)	主な施策の取組状況		・ 毎年行う人事行政状況調査において、管理職に占める女性の比率や教育職員の育児休業等の取得状況について調査し、都道府県・政令市ごとに公表。 ・ 調査結果を踏まえ、各教育委員会に対して、以下について通知。 —女性の管理職登用対象者への意識啓発や人材育成等を行った上での積極的な登用など、女性管理職増加への取組を一層促進すること —働きながら出産や育児、介護がしやすい環境の整備を図ること ・ 教職員支援機構で行う研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを目標としつつ、特に女性教職員の割合が低い研修については個々に目標値を設定し、募集要項中で女性の積極的な参加を促している。 ・ 国立女性教育会館において、「男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究」や「女性教員の活躍推進に関する調査研究」を実施し、生涯を見据えた早期からのキャリア形成支援、女性教員の管理職登用に向けた課題分析及び教員を対象とする男女共同参画・女性活躍の視点を踏まえた研修プログラム開発に資する取組を進めている。
(3)	取組結果に対する評価		・ 「平成29年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の結果では、平成30年4月1日時点で、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合が17.5%であり、計画に定める平成32年までに20%以上という成果目標の達成のため、引き続き取組の推進が必要である。 ・ また、平成29年度に新たに育児休業等を取得可能となった職員の育児休業の取得状況は、女性については、96.7%であり、平成28年度の地方公務員全体の状況(94.1%)と比しても高い状況にある。働きながら出産や育児等がしやすい環境整備は重要であり、引き続き取組の推進が必要である。 ・ 教職員支援機構で行う27研修のうち23研修で各々の設定する目標値を超えた(達成率88.5%)。(校長研修、副校長・教頭研修の女性参加割合は23%) ・ 「男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究」ではパネル調査により男女のキャリア意識等の変化を分析し、管理職志向を低下させる要因等に係る新たな知見が得られた。また「女性教員の活躍推進に関する調査研究」では管理職を希望する割合や希望しない理由の分析等により、管理職登用促進に向けた課題に係る知見を得た。いずれの調査結果も各省庁、関係機関に広く配布し、メディア等でも多く掲載され全国的に普及・活用された。

(4)	今後の方向性、検討課題等	・引き続き、「公立学校教職員の人事行政状況調査」において、管理職に占める女性の比率や教育職員の育児休業等の取得状況を調査し、女性管理職増加への取組や働きながら出産や育児、介護がしやすい環境の整備を図ることについて、周知を行う。 ・令和元年度はパネル調査の最終回となる第五回調査を実施し、調査結果を踏まえて報告書を作成する。さらに第一回～第五回調査データを分析し、初期キャリア期男女の意識の変化と変化の要因について検証する。「女性教員の活躍推進に関する調査研究」では、教育委員会等で活用できる研修資料の作成等や、研究成果の研修プログラムへのより効果的な反映に取り組む予定である。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<成果目標> ・初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合 17.5%(平成30年4月1日) (出典)文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」
(6)	参考データ、関連政策評価等	・平成29年度に新たに育児休業等を取得可能となった教育職員の育児休業の取得状況 男性:2.1% 女性:96.7% (平成29年度) ・初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合 17.5%(平成30年4月1日) (出典)文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」 ○国立女性教育会館における調査結果を活用した研修実績 ・平成30年度「地域における男女共同参画推進リーダー研修」における情報提供「NWECの事業展開について②調査研究報告」において、調査結果の一部を紹介した。本情報提供に対する参加者の有用度96.7%。 ・平成30年度「学校における男女共同参画研修」において、研修資料を活用した講義・事例報告・ディスカッションの有用度100.0%。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 高等教育機関の教授等における女性の登用について、30%目標に向けて、各大学における目標設定等男女共同参画の理念を踏まえた自主的な取組を促進する。その際、各法人が設定した目標の達成に向けて、国立大学法人評価等を通じ各国立大学法人による積極的な取組を促進する。また、公私立大学等についても自主的な取組を促進する。 また、教員等が安心して教育や研究と子育てを両立できるようにするため、高等教育機関における学内保育所の設置等、教員等向けの保育サービスの整備を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・国立大学法人評価において、各国立大学法人が策定した中期目標・中期計画に基づき実施した「男女共同参画に向けた取組」のうち優れた取組を積極的に評価するとともに、評価結果の発表資料においても、他法人の参考となるよう示している。 ・私立大学等経常費補助金の特別補助において、女性研究者の在籍状況や、支援への取組(保育支援実施、相談体制の整備、ライフイベントに応じた研究を支援する者の配置)に応じて加算するメニューを設けている。 ・大学等の教育・研究機関において、女性が子育てと学業・研究を安心して行うことができるよう、大学等と地域の双方にとって有用な保育施設や保育サービスの提供について関係主体と連携して検討するとともに、調査研究や実証的検証を通じて、先進事例の課題やグッド・プラクティスを把握し、地域と連携した大学等の教育機関における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築・普及することにより、女性の学びを支援する保育環境の充実を図ることを目的として事業を実施した。
(3)	取組結果に対する評価		・国立大学法人評価において、各国立大学法人が策定した中期目標・中期計画に基づき実施した「男女共同参画に向けた取組」のうち優れた取組を積極的に評価するとともに、評価結果の発表資料においても、他法人の参考となるよう示している。 ・私立大学等経常費補助金では、平成30年度においては198校が取組により加算されており、うち22校が3つのメニュー全てで加算されている。 ・「女性の学びを支援する保育環境の在り方検討会」を設置し、大学等における地域と連携した保育所の設置や、新たな保育サービスの実施に向けて、どのような課題があるのかを実証的に検証し、大学等における保育環境の整備を推進するためのモデルの構築を図った。また、大学等の教育・研究機関における常時保育、一時保育について調査を行い、先進事例における課題やグッド・プラクティスを収集・把握した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、国立大学法人評価等を通じ各国立大学法人による積極的な取組を促進する。 ・今後とも女性研究者を支援する取組を積極的に行う私立大学等へ、補助金の加算等の支援を行うとともに、引き続き有用な支援を検討。 ・「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業」において、平成29年度に大学等における保育の仕組みづくりのモデル構築、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な実践事例調査等を行った。平成30年度以降は、子育て等で離職中の女性の学びとキャリア形成・再就職支援を行う仕組みづくりに係る実証事業を関係機関との連携により実施している。令和元年現在、生活における多様なチャンネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報の展開等や、学びの場への効果的な誘導方策等を検討している。実証事業の成果については全国へ発信・普及し、地域における女性の復職・再就職支援に係る体制整備が促進されるよう情報提供を行う。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連 政策評価等	—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 30%目標に向けて、学校関係団体の役員等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう要請する。 ⑤ 学校教育機関等における取組を行う際、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。
(2)	主な施策の取組状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に伴い、教育委員会や大学等に向けて、「一般事業主行動計画」の策定について事務連絡を発出し、策定を要請した。
(3)	取組結果に対する評価		教育委員会及び大学等における、女活法に基づく取組が進められている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、女活法に基づく取組を要請していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)		メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を含むダイバーシティに関する取組を促すとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。 ② メディア分野の業界団体や企業における政策・方針決定過程に参画する女性の割合30%目標に向けて、当該団体の役員・編集責任者等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう働きかける。 その際には、次の点に留意する。 ・ 女性活躍推進法の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。 ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。
(2)	主な施策の取組状況		・ 2018年10月17日に男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の「議会における女性活躍及びメディアにおける男女共同参画について聞く会」を開催し、界各層との情報及び意見の交換を行った。 ・ 男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布するとともに、ホームページやメールマガジン、Facebook等や政府広報を活用して、幅広い広報を展開した。 ・ 男女共同参画社会づくりに関して顕著な功績があった者に「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」として内閣総理大臣、様々な領域でチャレンジする女性に対し、「女性のチャレンジ賞」として男女共同参画担当大臣から、令和2年度まで「女性が輝く先進企業表彰」を表彰する。
(3)	取組結果に対する評価		・ 男女共同参画を推進する団体、放送関係者、教育関係者、外国大使、国会議員など66名参加し、活発な情報共有が行われた。 ・ 広報誌「共同参画」等各種媒体を効果的に活用して、関連法令・条約や各種情報を提供することで周知を図ることができた。 ・ 各種表彰制度を活用して、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価することができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後とも各種機会を利用して、男女共同参画の趣旨を正しく理解した適切な広報が実施されるよう継続的な働きかけ、国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進や発信する情報の充実を図り、新しいメディアに関する社会的な影響を継続的に注目し、課題の洗い出しに努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
(1)	⑤具体的な取組 (内容)		② メディア分野の業界団体や企業における政策・方針決定過程に参画する女性の割合30%目標に向けて、当該団体の役員・編集責任者等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう働きかける。 その際には、次の点に留意する。 ・ 女性活躍推進法の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。 ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。
(2)	主な施策の取組状況		「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定)を踏まえ、平成28年7月以降に行う価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式、企画競争)において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定している。
(3)	取組結果に対する評価		「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定)を踏まえ、平成28年7月以降に行う価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式、企画競争)において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定している。 また、同指針に基づき行われる毎年度の取組状況の取りまとめを通して、当省における取組状況の把握を行っているところ。
(4)	今後の方向性、検討課題等		「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定)を踏まえ、引き続き本取組を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		男女別の数値を把握していない

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		② メディア分野の業界団体や企業における政策・方針決定過程に参画する女性の割合30%目標に向けて、当該団体の役員・編集責任者等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう働きかける。 その際には、次の点に留意する。 ・ 女性活躍推進法の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。 ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。
(2)	主な施策の取組状況		第4次男女共同参画基本計画策定以降、女性の役員・管理職への登用及び情報開示等において顕著な功績があった企業を表彰する「女性が輝く先進企業表彰」を計3回実施(令和元年10月現在)した。表彰企業や表彰式については、HPにて公表。
(3)	取組結果に対する評価		累計で21の企業を表彰した(内閣総理大臣表彰6、内閣府特命担当大臣表彰15)。表彰式は総理大臣官邸において実施し、総理及び特命担当大臣から直接賞状を交付することで、政府の女性活躍に対する積極的な姿勢及び女性活躍の環境整備の重要性をアピールしている。結果、表彰を受けた企業はシンポジウムを開催する等地域への波及効果が期待される活動を行ったり、表彰候補として推薦される企業の水準(女性役員数や女性管理職比率等)が高くなっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		当表彰は、令和2年度に終了する予定。 その後については、表彰制度について検討を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> ・ 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 課長相当職:10.9%、部長相当職:6.3%(平成29年) ・ 上場企業役員に占める女性の割合:4.1%(平成30年) (出典)内閣府「平成30年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)		メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		・ 女性活躍推進法の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。
(2)	主な施策の取組状況		2018年10月17日に男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の「議会における女性活躍及びメディアにおける男女共同参画について聞く会」を開催し、各界各層との情報及び意見の交換を行った。
(3)	取組結果に対する評価		男女共同参画を推進する団体、放送関係者、教育関係者、外国大使、国会議員など66名参加し、活発な情報共有が行われた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		管理職・専門職の女性割合等他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。また、メディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。
(2)	主な施策の取組状況		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第20条等に基づき、国及び独立行政法人等は、女性活躍推進法等に基づく認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式又は企画競争方式)において加点評価する取組を実施している。 ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。)等に基づき、平成29年度における取組状況について、平成30年12月に国機関及び独立行政法人等の全体値を公表。さらに、令和元年6月に、国機関における機関別の取組状況を公表した。 ・地方公共団体に対し、国に準じた取組を進めるよう働きかけを行っている。
(3)	取組結果に対する評価		国の全26機関のうち、平成29年度末までに、物品役務等の調達については20機関が、公共工事等の調達については18機関が全面導入済みである。 一方、全面導入に至っていない国機関もある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・取組状況について、全体の実績とともに、国機関別の取組実績を公表することを通じて、各機関の取組状況の「見える化」を図り、全面導入に至っていない国機関に対して取組の推進を促していく。 ・女性活躍推進法の改正(プラチナえるぼし(仮称)制度の創設等)を反映する形で、制度の見直しを行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> 公共調達でインセンティブを付与している都道府県数 45都道府県(平成30年度) (出典)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(6)	参考データ、関連政策評価等		・平成29年度実績(カッコ内は取組対象調達全体に占める割合) 国…金額:9,400億円(25.3%)、件数:約8,800件(25.1%) 独立行政法人等…金額:3,900億円(34.3%)、件数:約4,800件(48.3%) (出典)内閣府「女性活躍推進法第20条に基づく公共調達に関する取組状況のフォローアップ結果について(平成29年度)」

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組(大項目)	イ	メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組(小項目)	—	
	⑤具体的な取組(内容)		② メディア分野の業界団体や企業における政策・方針決定過程に参画する女性の割合30%目標に向けて、当該団体の役員・編集責任者等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう働きかける。 その際には、次の点に留意する。 ・ 女性活躍推進法の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。 ・ <u>各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。</u>
(2)	主な施策の取組状況		次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度(「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定)の周知や、「女性の活躍・両立支援総合サイト」における、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組の参考となる指標や好事例等の周知を行うとともに、仕事と育児・介護等との両立支援のための取組を積極的に行い、かつ、その成果が上がっている企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」を実施し、広くその取組の周知を行った(表彰の実施は平成30年度までの取組)。
(3)	取組結果に対する評価		次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度(「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定)を行い、また、「均等・両立推進企業表彰」を実施し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度(「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定)の周知を行うとともに、「女性の活躍・両立支援総合サイト」において、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組の参考となる指標や好事例等を周知する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		くるみん認定企業数3,153社、うちプラチナくるみん認定企業数303社(令和元年6月末時点) 平成30年度均等・両立推進企業表彰数:厚生労働大臣優良賞(ファミリー・フレンドリー企業部門)4社

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組(大項目)	イ	メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組(小項目)	—	
	⑤具体的な取組(内容)		② ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や<u>各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。</u>
(2)	主な施策の取組状況		・時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して、時間外労働等改善助成金による助成を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度の時間外労働等改善助成金の実績については、全体として3,000件を上回る交付申請があり、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む企業のインセンティブ強化が図られている一方で、一部のコースで低調な交付申請に留まっており、助成金の一層の利用促進を図る必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・各種メディアを活用した周知広報、労働基準監督署に設置されている労働時間相談・支援コーナーや全国に設置されている働き方改革推進支援センターにおけるアウトリーチ型支援を行う際の利用勧奨などにより、助成金の一層の利用促進を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	②施策	5	学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		メディア分野の業界団体や企業における政策・方針決定過程に参画する女性の割合30%目標に向けて、当該団体の役員・編集責任者等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう働きかける。 その際には、次の点に留意する。 ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。
(2)	主な施策の取組状況		第4次男女共同参画基本計画策定以降、計3回(令和元年10月現在)、女性活躍推進に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定。 また、女性をはじめ多様な人材の能力を活かし、価値創造につなげている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選(以下、新100選とする)」として表彰するとともに、平成29年度以降は、過去の100選受賞企業から、特に先駆的な取組を行う企業を「100選プライム」として選定。
(3)	取組結果に対する評価		○なでしこ銘柄 東証全上場企業約3,600社から、毎年、業種毎にベスト・インクラスを「なでしこ銘柄」として選定。女性活躍推進に関する具体的な取組とその開示状況について評価を行っている。 平成30年度「なでしこ銘柄」の選定では、「コーポレートガバナンス・コード」の改訂等を踏まえ、社内・社外を問わず、女性取締役が1名以上いることをスクリーニング要件として追加し、各社に女性取締役の更なる登用を促した。このように、毎年度、選定基準を見直し、更新することで、企業における女性活躍推進の更なるドライブとして機能している。 ○新・ダイバーシティ経営企業100選 4次計策定以降、3か年で大企業及び中小企業76社を新100選として表彰。各社の具体的な取組について、ベストプラクティス集をまとめ普及広報をすることで、女性をはじめとする多様な人材を活用したダイバーシティ経営の意義についての理解や取組の裾野が広がっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		「なでしこ銘柄」選定基準の見直し等により、企業の取組を推進する。 「新100選」「100選プライム」についても、引き続き選定を行うとともに、ダイバーシティ経営への理解を深めるための普及啓発を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> ・上場企業役員に占める女性の割合:5.2%(令和元年)

(6)	参考データ、関連 政策評価等	○なでしこ銘柄 選定実績 28FY:「なでしこ銘柄」47社、「準なでしこ」25社 29FY:「なでしこ銘柄」48社 30FY:「なでしこ銘柄」42社、「準なでしこ」22社 ○新100選 選定実績 28FY:「新100選」31社 29FY:「新100選」21社、「100選プライム」2社 30FY:「新100選」24社、「100選プライム」2社
-----	-------------------	---